

## 休業中の医師等の職員に係る学会参加費等支援金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、県立病院等の医師又は歯科医師である職員（以下「職員」という。）自らが医療局企業職員就業規則（昭和39年医療局管理規程第13号）第17条の2に規定する育児休業の承認を受けている期間において、職務と関連する学会等への参加及び教育講座を受講することを支援するために必要な事項を定め、もって職員の職務の能率及び質の向上に資する知識及び能力の習得を促進するとともに、育児休業期間満了後の職務への円滑な復帰に向けた一助とすることを目的とする。

### (対象とする学会等の内容)

第2条 この要綱の規定による支援の対象とする学会等及び教育講座（以下「対象学会等」という。）は次のとおりとし、職務の能率及び質の向上に資すると認められるものの中から選定するものとする。

- (1) 職員が所属する医学会が主催する学会、研修会及びセミナー等（ただし、国内で開催されるものに限る。）
- (2) 大学又は医学会等がインターネットを通じて提供する教育講座（以下「eラーニング」という。）

### (支援の内容及び方法)

第3条 対象学会等の受講に対する支援は、当該育児休業期間内において、一年度につき対象学会等の受講を終了した職員に対し、次表に掲げる費用を対象にして支援金を職員に交付することにより行う。

- 2 前項に掲げる支援金の交付額は、次表の各号に掲げる費用の区分に応じ、当該各号に定める額とする。なお、当該年度において、医師学会出席旅費等配分基準（平成24年2月29日付医師第119号）に定める個人に配分した旅費等予算（以下「個人配分予算」という。）に係る執行額がある場合は、その額と支援金の交付額との合計額が個人配分予算を超えない範囲内とする。

区分	対象費用	交付額
(1) 学会等への参加に係る経費	ア、受講料（参加費、資料代等を含む） イ、交通費（鉄道賃、船賃、航空賃等のあらかじめ定められた公共交通機関に限る（タクシーは除く））及び宿泊料 ただし、イについては実費とし、医療局企業職員等旅費規程に基づく算定額を超えない額とする。	左の合計額を支援金の交付額とする。 ただし、一年度につき100,000円を上限額とする。
(2) eラーニングの受講に係る経費	在宅受講料 ただし、支援金の交付対象とする費用は、職員1人あたり一年度につき3講座以内とする。	左の合計額を支援金の交付額とする。 ただし、一年度につき60,000円を上限額とする。

(支援の対象となる職員)

第4条 支援の対象となる職員は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 正規の職員であること。
- (2) 育児休業をしている職員であること。
- (3) 支援金の交付を受けようとする年度の4月1日現在において、職員として勤続年数が1年以上であること。
- (4) 支援金の交付を受けた後も引き続き職員として1年以上勤務する意思を有し、所属長が適当と認める者であること。

(支援対象者の決定)

第5条 支援の申込みをしようとする職員（以下「支援対象者」という。）は、対象学会等の受講の申込みを行う前までに支援申込書（様式第1号）を、所属長を経由して医師支援推進室長に提出するものとする。なお、受講の申込み後に支援申込書の提出があった場合には、原則としてこれを対象としない。

- 2 医師支援推進室長は、前項の規定による申込みを受けた場合において、支援を行うことが適当であると認めたときは、当該申込者を支援対象者として決定し、その旨を当該支援対象者に通知するものとする。

(支援対象者の受講手続等)

第6条 支援対象者は、自らの責任において、対象学会等を提供する機関、団体等の定めるところにより、受講手続を行うほか、学会等への参加に係る受講料、交通費及び宿泊料を各自において負担するものとする。

(対象学会等受講中止等の届出)

第7条 支援対象者は、対象学会等の受講を育児休業期間内に終了することができないことが明らかになったとき、その他の理由で対象学会等の受講を中止又は支援を辞退する場合は、所属長を経由して受講中止届（様式第2号）を医師支援推進室長に提出しなければならない。

(支援対象者の責務)

第8条 支援対象者は、この要綱の規定等を遵守しなければならない。

- 2 支援対象者は、支援の目的を常に自覚し、自らの能力開発に努めるとともに、当該対象学会等の受講の成果を県立病院等事業運営に最大限還元するよう努めなければならない。

(受講終了の報告)

第9条 支援対象者は、対象学会等の受講を終了したときは、受講終了報告書（様式第3号）を、所属長を経由して医師支援推進室長に提出しなければならない。

(支援金の交付決定及び交付)

第10条 支援対象者は、第3条の規定による支援金の交付を受けようとするときは、対象学会等の受講を終了した後、支援金交付申請書（様式第4号）及び支援金交付請求書（様式第5号）を、所属長を経由して医療局長に提出するものとする。

- 2 医療局長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、支援金を交付すべきものと認めた場合には、その交付を決定し、当該支援対象者に支援金を交付するものとする。
- 3 医療局長は、前項の規定により支援金を交付したときは、その旨を当該支援対象者に通知するものとする。

(交付決定の取り消し及び支援金の返還)

第 11 条 医療局長は、支援対象者が偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けた場合、その他この要綱の規定に違反した場合であって必要と認めるときは、前条第 2 項の規定による決定の全部又は一部を取り消すとともに、既に交付した支援金の全部又は一部の返還を命じるものとする。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し、必要な事項は、医師支援推進室長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

支援申込書

年 月 日

医師支援推進室長 様

(申請者) 所属

職名

氏名

印

休業中の医師等の職員に係る学会参加費等支援金交付要綱第5条第1項の規定により申請します。  
 なお、支援を受けるに当たっては、同交付要綱の規定を遵守します。

記

学会等の名称 及び教育講座 (注1)			
上記の開催場所			
上記の受講 又は開催期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
受講料等 (注2)	円	育児休業の 期間	年 月 日 ~ 年 月 日
目 的 (注3)			
成果の活用方法 (注4)			
所属長確認	職 氏名		印

(注1) 学会プログラム等の写しを添付すること。

(注2) 受講料、交通費及び宿泊料を記載すること。(見積書や学会プログラムなど)

(注3) 現在の職務や今後のキャリアプラン等を踏まえ、自己啓発により習得したい知識及び能力等について記載すること。

(注4) 成果の職務(将来的に携わりたいものを含む)への活用方法について記載すること。

様式第2号

受講中止届

年 月 日

医師支援推進室長 様

(申請者) 所属

職名

氏名

印

休業中の医師等の職員に係る学会参加費等支援金交付要綱第7条の規定により届け出します。

記

学会等の名称 及び教育講座	
支援対象者 決定年月日	年 月 日
理 由 (注1)	
所属長確認	職 氏名 <span style="float: right;">印</span>

(注1) 中止等の理由を記入すること (例:「参加できなくなったため」)

受講終了報告書

年 月 日

医師支援推進室長 様

(申請者) 所属

職名

氏名

印

休業中の医師等の職員に係る学会参加費等支援金交付要綱第9条の規定により報告します。

記

学会等の名称 及び教育講座	
受講終了 年月日	年 月 日
成果と 活用方法 (注1)	
所属長確認	職 氏名 <span style="float: right;">印</span>

(注1) 習得した知識及び能力と成果の活用方法について記載すること。

(備考) 受講終了を証する書類(終了証の写し等)を添付すること。

支援金交付申請書

年 月 日

医療局長 様

(申請者) 所属

職名

氏名

印

休業中の医師等の職員に係る学会参加費等支援金交付要綱第 10 条第 1 項の規定により申請します。

記

1 申請額： \_\_\_\_\_ 円

[申請額の算定]

(1) 学会等への参加に係る経費

受講料	(A)		円
交通費及び宿泊料 (C と D を比較し少ない方の額)	(B)		円
医療局企業職員等旅費規程に基づく算定額	(C)	※	円
実費	(D)		円
学会参加費等 (A+B)	(E)		円
上限額 (第 3 条第 2 項)	(F)	※	円
申請額 (E と F を比較し少ない方の額)	(G)		円

(2) e-ラーニングの受講に係る経費

e-ラーニング受講料	(H)		円
上限額 (第 3 条第 2 項)	(I)	※	円
申請額 (H と I を比較し少ない方の額)	(J)		円

※印欄は事務局で記載するので、記入しないでください。

2 対象学会等

学会等の名称及び 教育講座	
受講終了年月日	年 月 日

上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。

年 月 日

所属長 職 氏名

印

(備考) 支払いを証する書類 (振込金受取書、領収書等) を添付すること。

支援金交付請求書

年 月 日

医療局長 様

(申請者) 所属

職名

氏名

㊞

休業中の医師等の職員に係る学会参加費等支援金交付要綱第10条第1項の規定により請求します。

記

1 請求額： \_\_\_\_\_ 円

2 支援金の振込先

銀行・支店名	
口座種別・番号	
口座名義 (カナ)	